

(別紙 2)

審査の結果の要旨

氏名 中村 美帆

本論文は、日本国憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という条文に含まれる文化概念について、文化資源学研究の視点からその意義を掘り起こして問い直し、文化政策研究で展開されてきた文化権との関連を論じようとするものである。

本論文は、序章、結論を含め全7章で構成される。序章において、文化政策の根拠とされてきた文化権について、日本国憲法上の根拠が曖昧な点を問題として据える。第一章においては、この第25条が、法学研究、判例において社会保障政策の重要な要でありながらも、近年では憲法学からとりわけ文化概念への着目がみられるようになってきている現状を明らかにする。第二章では、第25条に、GHQ案ではみられなかったが、国会の審議を通じて「文化」の文言が挿入されたという事実を明らかにする。第三章においては、憲法制定のための議論全体にまで射程を広げ、この過程において文化概念が様々な場面で議論されており、その中でも、戦後の日本が目指す方向性として文化国家という概念が重要であったことを論ずる。第四章では当時の文化国家の文化概念が、とりわけ教育の文脈の中で、創造を担うものとし文化を位置づけることによって文教政策の流れに結びついたことを確認する。第五章では、第25条第1項の立役者である森戸辰男および鈴木義男の思想に着目し、第25条が、生存維持を保障される権利と、生存維持以上の文化的生活を保障される権利を一体的に含むものである内容であったことを明らかにし、その上で、日本国憲法の制定後の学説・判例において、第25条第1項が単なる経済的な生存維持に矮小化していったことを結論づけた。

本論文は、文化権の根拠となる権利概念の解釈を問い直すという意味において、具体的な実務の世界への接続について課題が残るところではあるが、日本国憲法第25条第1項に文化概念が挿入された理由について、その挿入の経緯、思想的背景等を当時の議論を丁寧に精査し、制定当時の意味を抽出し、文化権へと接続させた点に顕著な成果をあげている。

よって、本審査委員会は本論文が博士(文学)の学位に十分に値するものとの結論に達した。